

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

－福井県いじめ防止基本方針より－

本基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、「どんなことがあってもいじめを行わない」こと、「いじめを認識しながらこれを放置しない」こと、「いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについてあらゆる教育活動の中で十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒全員が安心して生活し、学習その他の諸活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭地域の関係者、関係諸機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
  - ほめて伸ばす教育  
生徒の多面的な能力を引き出し、生徒の様々な活動からの成長を認め、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分自身を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。
  - 人権教育の推進  
あらゆる教育活動の中で、人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
  - 体験活動の推進  
学校や学年の行事や、ボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

- 道徳教育の推進  
道徳ノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。
- (2) 学校いじめ防止基本方針
- 校長は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。
  - 校長は、いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。
- (3) いじめの未然防止
- 授業改善  
すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究、教師間の授業参観を積極的に行い、生徒が楽しく意欲的に学べる教育に努めます。
  - いじめの起きない学校・学級づくり  
異学級や異学年が触れあう機会を多く設定し、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や、生徒会活動によって生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
  - 生徒の主体的活動の充実  
学級活動や生徒会活動、部活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
  - 開かれた学校づくり  
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めて、情報共有体制の充実に努めます。
  - インターネットや携帯電話等に関する指導  
学級活動や関係諸機関の協力を得ながら、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての指導、呼びかけや意識付けを行い、保護者会や通信を利用して保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。
  - いじめ対応力・発見力向上に向けた校内研修の充実  
いじめ防止に関する研修会等に関する伝達講習を充実するとともに、いじめ対策委員会の方針に沿って、現職教育等の研修機会の充実に図ります。
- (4) いじめの早期発見
- 積極的ないじめの認知  
授業時間中はもとより、休み時間や昼休みの定点指導を通して、生徒の行動や表情、しぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。
  - 自己チェックの活用  
生徒が日々の生活を振り返るために提出させているのＩＣＣノートを活用し、それに書かれた内容を学級担任が毎日確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
  - アンケートの実施  
定期的にいじめの実態調査を行い、その結果を迅速に集計すること

により、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実  
学級担任による教育相談週間や長期休業前の定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○保護者に対するいじめ調査の実施  
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに保護者対象のいじめアンケート調査や聞き取り調査を実施して地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめのない体制づくりに努めます。

(5) いじめ事案への対処（事案対処）

○「いじめ対応サポート班」による対応  
特定の教職員で問題を抱え込まず、いじめられた生徒の立場に立ち、速やかに情報を全教職員で共有するとともに、「いじめ対応サポート班」が主体となった計画や立案、対応により被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応  
いじめを受けたあるいは報告した生徒に対しての心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携  
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、敦賀市ハートフルスクール相談員等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、該当地区の民生委員児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態と考えます。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとし

①いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対するいじめの行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視します。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通します。「いじめ対応サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

(7) いじめによる重大事態への対処  
いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

○重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。

○学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

○市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査や情報集約に協力します。

#### 4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

〈活動〉 ○未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成  
○「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り  
○いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議  
○生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。  
○いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり  
○校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成  
○計画的なアンケート調査や個人面談の計画  
○学校評価によるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

〈構成員〉 生徒指導主事、いじめ相談担当、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

〈活動〉 ○当該いじめ事案の対応方針の決定  
○個別面談による情報収集  
○継続的な支援  
○保護者や地域との連携  
○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】

#### 5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】